令和2年第6回会津若松市 農業委員会総会議事録

	1	日時	令和2年6月22日	午後1時30分か	6
--	---	----	-----------	----------	---

- 2 場所 会津若松市生涯学習総合センター多目的ホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 19名

1番委員	大竹 健司	2番委員	積田 行弘	3番委員	佐野 和枝
4番委員	鈴木 純一	5番委員	丸山 世子	6番委員	菊地 和友
7番委員	皆川 庄司	8番委員	星貴士	9番委員	吉田 和明
10 番委員	渡邉 直也	11 番委員	吉田 武幸	12 番委員	渡部 政美
13 番委員	髙橋 一美	14 番委員	渡部 和弥	15 番委員	佐々木隆夫
16 番委員	渡部 裕末	17 番委員	手代木久司	18番委員	永井 茂
19 番委員	梶内 正信				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	折笠 康裕	2番委員	星富士雄	3番委員	渡部 政治	
4番委員	4番委員 武田久美子		二瓶幸太郎	6番委員	小檜山祐一	
		8番委員	大竹 和昭	9番委員	星 俊典	
10 番委員	伊藤 由喜	11 番委員	弓田 秀一	12番委員	岩橋 近芳	
13 番委員	渡部 秀光	14 番委員	棚木 信治	15 番委員	渡部晴日子	
16 番委員	奈良橋 渉	17 番委員	小林 哲夫	18 番委員	小川 孝	

5 欠席した農業委員 0名

υ ;	八川 レに辰未	安貝 0 石		

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

7番委員 中島	一雄			
---------	----	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷	孝二	事務局次長	余田	郷太	副主幹	佐藤	良太郎
主査	慶徳	幸一郎	主事	相澤	俊輔			
農政課								
技師	藤田	優志						

会長

只今より、令和2年第6回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。

これより日程に基づき議事を進めますが、本日は議事に関係する委員がおられま すので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いしま す。

総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。

また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。

本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。

また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。

それでは只今より会議を開きます。

まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により 私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員1番・大竹 健司委員、農業委員11番・吉田 武幸 委員、以上 二名の方をご指名申し上げます。 ご了承願います。

始めに、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。

大戸地区担当委員より1番について説明願います。

(農業委員 1番) 大竹健司 委員 議案第21号、1番について、農業委員1番大竹より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。

この案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものであります。

調査月日は、6月15日午後1時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会長

舘ノ内地区担当委員より2番について説明願います。

(推進委員 9番) 星 俊典 委員 議案第21号、2番について、推進委員9番星より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。

2番の案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものであります。

調査月日は、6月16日午後2時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会長

各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。

(農業委員 16番) 渡部裕末 委員 2番の案件について、譲渡人と譲受人の経営地面積が逆になっているのではないか。

会長

事務局

余田次長

確かに面積が逆になっておりました。議案書の訂正をお願いいたします。 お詫び申し上げます。

会長

よろしいですか。

(農業委員 16番) 渡部裕末 委員 了解しました。

会長

それでは、議案書の訂正をお願いいたします。

他にご質問はございませんか。

(なしの声あり)

それではお諮りします。議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号 は原案のとおり決せられました。

次に、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。

提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。

神指地区担当委員より1番について説明願います。

(農業委員 18番) 永井 茂 委員 農業委員18番永井より、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について、報告いたします。

申請の詳細は議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、自宅通路及び雪捨場として造成するものです。

農地区分については第3種農地と判断されることから、転用許可可能なものであります。

なお、これは合同調査でありまして、6月17日午前9時20分から、佐々木農地部会長、渡部農地副部会長、皆川庄司農地部会委員の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであり、本件については、農振法及び都市計画法は手続き不要、土地改良区は地区外であり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。

報告は以上です。

会長

本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。

農地部会長

地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。

会長

地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。

本件についてご質問ございませんか。

(なし の声あり)

それではお諮りします。議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり決せられました。

次に、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とい たします。

提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。

湊地区担当委員より1番について説明願います。

(推進委員 6番) 小檜山祐一 委員 推進委員6番小檜山より、 議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について報告いたします。

申請の詳細は議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、既存宅地と一体として分家住宅を建築するものであり、賃借権の設定をするものです。

農地区分については、第3種農地と判断されることから、転用許可可能なものであります。

なお、これは合同調査でありまして、6月17日午前10時45分から、佐々木 農地部会長、渡部農地副部会長、皆川庄司農地部会委員の他、地区委員2名、事務 局1名の計6名で実施したものであり、本件については、農振法は手続き不要、都 市計画法は区域外、土地改良区は地区外であり、事業達成の確実性など転用許可の 一般基準からも特段異議ないものと認められました。

報告は以上です。

会長

本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。

農地部会長

地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。

会長

地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。

本件についてご質問ございませんか。

(なし の声あり)

それではお諮りします。議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり決せられました。

次に、議案第24号の審議に移る訳ですが、

私に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席の許可を願います。

以降の進行は、永井会長職務代理者にお願いします。

梶内会長 退席

会長職務代理 者

議長を交代いたしました。それでは、議案第24号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。

利用権設定についてお願いします。

南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。

(農業委員 3番)

農業委員3番佐野より議案第24号利用権設定の1番について、ご報告いたします。

佐野和枝 委員

詳細については議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、家族間における利用権設定です。

申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして 調査チェック表に基づき6月17日午前9時30分より地区担当委員3名が調査 を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会長職務代理 者

神指地区担当委員より2~3番について説明願います。

(推進委員 12番)

推進委員12番岩橋より議案第24号利用権設定の2番から3番について、ご報告いたします。

詳細については議案書記載のとおりであります。

岩橋近芳 委員

2番の案件は、農業法人への利用権設定であり、3番の案件は、農家間における利用権設定です。

申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして 調査チェック表に基づき6月14日午前10時より地区担当委員2名が、調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会長職務代理 者

門田地区担当委員より4~5番について説明願います。

(農業委員 12番)

農業委員12番渡部より議案第24号利用権設定の4番から5番について、ご報告いたします。

渡部政美 委員

詳細については議案書記載のとおりであります。

4番の案件につきましては、農地所有適格法人に対する利用権設定、5番の案件につきましては農家間における利用権設定であります。

申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして 調査チェック表に基づき6月20日午後1時より地区担当委員3名が、調査を行っ た結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会長職務代理 者

荒井地区担当委員より6~11番について説明願います。

(農業委員 4番)

農業委員4番鈴木より議案第24号利用権設定の6番から11番について、ご報告いたします。

鈴木純一 委員

詳細については議案書記載のとおりであります。

6番の案件につきましては、農家間における利用権設定であり、7番から11番については、農地中間管理事業による利用権設定です。

申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき6月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会長職務代理 者

八田地区担当委員より12番について説明願います。

(推進委員 1番)

推進委員1番折笠より議案第24号利用権設定の12番について、ご報告いたします。

折笠康裕 委員

詳細については議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、農家間における利用権設定です。

申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして調査チェック表に基づき6月21日午後0時30分より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会長職務代理 者

日橋地区担当委員より13番について説明願います。

(農業委員 9番) 古田和明 農業委員9番吉田より議案第24号利用権設定の13番について、ご報告いたします。

吉田和明 委員 詳細については議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、農家間における利用権設定です。

申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして 調査チェック表に基づき6月15日午前9時より地区担当委員2名が調査を行っ た結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会長職務代理 者

各地区担当委員からの調査報告が終わりました。

本件についてご質問ございませんか。

(なし の声あり)

それではお諮りします。議案第24号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号 は原案のとおり決せられました。

ここで議長を交代いたします。

梶内会長 着席

会長

議長を交代いたしました。次に、議案第25号 農用地利用配分計画(案)に関する 意見について を議題といたします。

提案理由について、事務局より説明を求めます。

事務局長

議案第25号 農用地利用配分計画(案)に関する意見についてでございますが、 農地中間管理事業に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用配分計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聞く ものとする」と定められておりますので、令和2年6月5日付け2農政第347号 で会津若松市長より意見を求められております「農用地利用配分計画(案)に関す る意見について」をご審議いただくものであります。

詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。

農政課

日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

議案第25号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。

6月総会の案件は、一ノ堰地区、西田面地区になります。

9ページから12ページ上段をご覧ください。一ノ堰地区になります。

当該地区におきましては、平成28年4月、平成29年6月、平成30年6月、令和元年6月に農業委員会総会におきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご意見を頂戴しております。

一ノ堰地区では、水稲、大豆のブロックローテーションを行っており、1年ごとに 農用地の利用調整を行い、農用地利用配分計画(案)を作成いたしました。

12ページ下段から20ページをご覧ください。西田面地区になります。

西田面地区におきましては、平成27年2月、平成28年2月、平成29年3月、 平成30年4月、令和元年5月の農業委員会総会におきまして、農業委員、農地利用 最適化推進委員の皆様にご意見を頂戴いたしました。

西田面地区では、水田で、水稲、大豆、そばのブロックローテーションを行っており、1年ごとに西田面地区農用地利用改善組合におきまして、農用地の利用調整を行い、農用地利用配分計画(案)を作成いたしました。

それぞれ、農用地利用改善組合又は人・農地プランの話合いによって、農地の利 用調整を図り、農用地利用配分計画(案)を作成したものです。

詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長このことについて、何か質問等ありませんか。

推進委員 10番) 伊藤由喜 委員 西田面地区について、水田の賃借料が異なっている理由は何か。

会長事務局

会長よろしいですか。

推進委員 了解しました。

10番) 伊藤由喜 委員

会長 他にございませんか。

(農業委員 ブロックローテーションを行っている場合は、毎年手続きをしなければならない 2番) のか。 積田行弘

会長事務局

委員

事務局

農地中間管理機構への貸し付けは長期になりますが、ブロックローテーションにより借受者が変わる場合は、その都度、手続きが必要となります。

会長

よろしいですか。

(農業委員

わかりました。

2番) 積田行弘 委員

会長

他にございませんか。

(推進委員 13番) 渡部秀光 委員 ーノ堰地区について、ブロックローテーションによる農地の利用調整との説明で あるが、大豆の作付けが行なわれていない。どのようになっているのか。

会長

農政課お願いします。

農政課

詳細を確認し改めてご報告いたします。

会長

確認後報告ということですがよろしいですか。

(推進委員 13番) 渡部秀光 委員 了承しました。

会長

それではお諮りいたします。

議案第25号 農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを 原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第25号 は原案のとおり決せられました。

次に、議案第26号 現況確認証明願について を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。

旧市・一箕・東山地区担当委員より1番について説明願います。

(推進委員 18番)小川 孝

委員

推進委員18番小川より、議案第26号「現況確認証明願について」の1番について報告いたします。

申請の詳細については議案書記載のとおりであります。

この案件につきまして、現地は昭和20年頃より耕作をやめており、昭和30年頃より原野化し現在に至っているものであり、地目変更を行うための証明申請であります。

なお、これは合同調査でありまして、6月17日午前10時から、佐々木農地部会長、渡部農地副部会長、皆川庄司農地部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明確認書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。

会長

本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、 その調査 結果を農地部会長より報告願います。

農地部会長

地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。

会長

地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。

本件についてご質問ございませんか。

(なし の声あり)

それではお諮りします。議案第26号 現況確認証明願について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号 は原案のとおり決せられました。

次に報告に移ります。

報告第14号 農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、及び報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についての報告をお願いいたします。

事務局より報告願います。

事務局

報告第 14 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 11 番について、事務局よりご報告いたします。

届出の詳細については、議案書記載のとおりです。

これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

次に、報告第15号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告 いたします。

届出の詳細については、議案書記載のとおりです。

これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

都市計画法上の意見として、1番、3番及び4番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。

2番には、⑤令和2年5月13日付け会津若松指令開第243号で許可した開発 行為の内容を遵守すること。

との意見が付されております。以上報告でございます。

会長

以上、報告でございます。ご了承願います。

以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

(午後2時15分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実に相違ないことを認め署名する。

令和2年6月25日

会津若松市農業委員会 会 長

1番農業委員

11番農業委員